

国土交通省において、地方公共団体における国土交通省所管の国庫補助事業について、談合等があった場合の違約金等に係る国庫補助金相当額の国への返還に係る取扱いを定め、周知徹底を図るよう改善させたものについての報告書（要旨）

平成 19 年 9 月

会 計 検 査 院

事態の概要

国土交通省所管の国庫補助事業の事業主体である地方公共団体では、談合等があった場合に、これにより生じた損害の回復を容易にするなどのため、契約書等に、受注者は契約額の一定割合を違約金として支払わなければならないとする条項（以下「違約金条項」という。）をあらかじめ規定し、受注者に違約金を請求し収納してきている。また、契約書等に規定がない場合でも、損害額の調査を行って、受注者に損害金の請求を行っているものもある（以下、違約金と損害金を合わせて「違約金等」という。）。

そして、同省所管の国庫補助事業において、事業主体が違約金等を収納した場合、当該国庫補助事業の実施に要した費用は、収納した違約金等の額に相当する分が減少することから、交付を受けた国庫補助金は過大に交付されていることとなる。

国庫補助事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）において、各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が公正かつ効率的に使用されるように努めなければならないとされている。

また補助事業者等も、補助金等が貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って誠実に国庫補助事業を行うように努めなければならないとされている。

以上のことから、国庫補助事業の事業主体においては、違約金等について、違約金条項に基づく違約金の請求を行ったり、損害金の調査、算定及び請求を行ったりして、談合等によって被った損害を回復し、これを速やかに収納し、これに係る国庫補助金相当額を国へ返還する要がある。

検査の結果

20都道府県における30事業主体が発注した国土交通省所管の工事等に関し、受注者等が談合等を行ったとして、14年度から18年度までの間に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し公正取引委員会から排除措置命令を受けたり、刑法（明治40年法律第45号）の競売入札妨害罪等の容疑で逮捕若しくは

起訴されたりして、19年3月末時点において、受注者等の談合等の事実が確定している計1,859工事等、契約額計720億4985万余円（国庫補助金相当額336億1073万余円）を検査の対象とした。

そしてこれらについて、違約金等に係る国庫補助金相当額の国への返還状況などについて会計実地検査を実施したところ、16府県における23事業主体の計1,314工事等、契約額計560億3926万余円（国庫補助金相当額262億1722万余円）において、次のような事態が見受けられた。

ア 違約金等は収納されているが、これに係る国庫補助金相当額の国への返還が行われていないもの

16事業主体 計925工事等 違約金等収納済額計18億7847万余円

（これに係る未返還分の国庫補助金相当額8億3156万余円）

イ 違約金等の請求を行っていないもの

7事業主体 計389工事等 契約額計171億6082万余円

（これに係る国庫補助金相当額81億3838万余円）

以上のように、違約金等が収納されているのに、これに係る国庫補助金相当額を国へ返還していなかったり、違約金条項などに基づく損害の回復を図っておらず、国庫補助金相当額の国への返還も行っていなかったりしている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

このような事態が生じていたのは、事業主体である地方公共団体において、収納した違約金等については、結果として国庫補助金が過大に交付された事態になっていることについての認識及び国庫補助事業について談合等の事実が確定するなどした場合には、その損害の回復に努めることがより一層求められているのに、このことについての認識が十分でなかったこと、また、国土交通省において、違約金等に係る国庫補助金相当額の返還等の取扱いについて定めがなかったことなどによると認められた。

当局が講じた改善の処置

会計検査院の指摘に基づき、国土交通省では、19年8月都道府県等に対して通知を発し、談合等があった場合の同省所管の国庫補助事業における損害額については、その回復に努めることがより一層求められていることを周知するとともに、談合等を行った受注者

等から事業主体が違約金等を収納した場合には、当該違約金等に係る国庫補助金相当額について、当該補助事業に係る完了実績報告書を再提出し、当該国庫補助金相当額を返還することなど補助金等の返還に係る取扱いを定めて、その周知徹底を図り、違約金等に係る国庫補助金相当額の国への返還が的確に実施されるよう処置を講じた。